

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市立学校教職員対応要領

### (目的)

**第1条** この対応要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項並びに障害者差別解消の推進に関する取組指針（平成28年2月4日健障企第2370号副市長依命通達）及び横浜市立学校教職員服務規程（平成19年3月横浜市教育委員会達第6号）に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、学校教育の場において横浜市立学校教職員（以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

**第2条** この対応要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある児童生徒等 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
  - (2) 社会的障壁 障害がある児童生徒等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 2 障害を理由とした不当な差別的取扱い（次条第1項第1号の不当な差別的取扱いをいう。）の基本的な考え方及び正当な理由の判断の視点並びに合理的配慮（同項第2号の合理的配慮をいう。）の基本的な考え方及び過重な負担の基本的な考え方は、基本方針において定めるところによる。

### (障害を理由とする差別の禁止)

**第3条** 教職員は、法第7条の規定のとおり、教育に関する業務を行うに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 障害を理由として、障害のない児童生徒等と不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある児童生徒等の権利利益を侵害してはならない。
  - (2) 障害のある児童生徒等及びその保護者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある児童生徒等の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある児童生徒等の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。
- 2 前項第1号の不当な差別的取扱い（以下単に「不当な差別的取扱い」という。）及び合理的配慮となり得る具体例は、別紙に掲げるとおりとする。
- なお、これらの具体例は、不当な差別的取扱い及び合理的配慮となり得るものの全てを網羅したものではないことに留意するものとする。
- 3 必要とされる合理的配慮は、障害の状況等により一人ひとり異なるため、別紙の具体例も参考としながら、障害のある児童生徒等及びその保護者との合意形成を図り、提供することを基本とする。
  - 4 教職員が、障害のある児童生徒等に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の提供をしなかった場合は、その態様等によっては、職務上の義務に違反した場合等に該当するものとして、懲戒処分等に付されることがある。
  - 5 障害のある児童生徒等以外の障害者（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職

員対応要領」(以下「横浜市職員対応要領」という。)第2条第1項第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。)に係る教職員による障害を理由とする差別の禁止については、横浜市職員対応要領の規定を準用する。

#### (学校管理職の責務)

**第4条** 教職員を管理し、又は監督する地位にある教職員(以下「学校管理職」という。)は、前条に規定する事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の職務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その管理又は監督の対象となる教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
  - (2) 障害のある児童生徒等及びその保護者その他の関係者から不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。障害のある児童生徒等以外の障害者及びその家族その他の関係者も、同様とする。
  - (3) 合理的配慮に関する合意形成が図られた場合(障害のある児童生徒等以外の障害者にあつては、合理的配慮の必要性が確認された場合)において、その管理又は監督の対象となる教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 学校管理職は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

#### (相談体制の整備)

**第5条** 教職員による障害を理由とする差別に関する障害のある児童生徒等及びその保護者、その他の関係者からの相談等については、次に掲げる相談窓口において対応するものとする。

- (1) 当該教職員の所属する学校
  - (2) 当該教職員の所属する学校を所管する教育委員会事務局の課室等
- 2 教育長は、必要に応じ、前項各号に掲げる学校及び課室等以外の相談窓口を指定することができる。
- 3 第1項の相談等を受ける場合は、当該障害のある児童生徒等の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、障害のある児童生徒等が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 4 第1項及び第2項の相談窓口に寄せられた相談等は、障害者差別解消推進会議の事務局において集約し、相談者のプライバシーに配慮した上、以後の相談対応の充実等のために活用するものとする。
- 5 前各項の相談体制は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。
- 6 前各項の規定は、障害のある児童生徒等以外の障害者及びその家族その他の関係者からの相談等についても準用する。

#### (教職員研修)

**第6条** 教育長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、教職員に対し、必要な研修を行うものとする。

- 2 前項の研修は、障害の特性を理解すること及び障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの理念に照らし、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられることを目指して対応することが適切な対応につながることを踏まえた内容とする。
- 3 第1項の研修に関する計画は、横浜市職員対応要領の規定に基づく研修に関する計画を踏まえ、教育長が定める。

(見直し)

**第7条** この対応要領は、障害を理由とする差別の解消の推進状況等に応じて、必要な見直しを行うものとする。

なお、見直しを行う場合は、法第10条第2項及び第5項の規定の趣旨にのっとり、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるための措置を講ずるものとする。

(委任)

**第8条** この対応要領の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

**附 則**

この対応要領は、平成28年4月1日から施行する。

## 別紙

（「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針別紙」より）

### 1 「不当な差別的取扱い」となり得る具体例

障害があることのみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等やそれらのサービスの利用をさせない。
- 学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や実習等校外教育活動、式典参加を拒む。又は、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付す。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりする。

### 2 「不当な差別的取扱い」となり得ない具体例

- 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害のある児童生徒等についての障害の状況等を確認すること。
- 障害のある児童生徒等のために、通級による指導を実施する場合において、また個別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成すること。
- 障害のある児童生徒等の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な「教育的配慮」や「教育措置」を行うこと。

### 3 「合理的配慮」となり得る具体例

#### (1) 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

##### ア 主として物理的環境への配慮に関するもの

- 災害時の警報音等が聞こえにくい障害のある児童生徒等に対し、災害時に教職員が直接災害を知らせたり、緊急情報を視覚的に受容することができる警報設備等を用意したりすること。
- 学校施設・敷地内において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 移動に困難のある障害のある児童生徒等のために、通学手段の変更を認めたり、参加する授業で使用する教室等を移動しやすい場所に変更したりすること。
- 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること。

##### イ 主として人的支援の配慮に関するもの

- 目的の場所までの案内の際に、障害のある児童生徒等の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置（左右・前後・距離等）について、障害のある児童生徒等の希望を聞いたりすること。
- 介助等を行う保護者・支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援及び待合室での待機を許可すること。

## (2) 意思疎通の配慮の具体例

- 筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- 言葉の理解や表出が困難な児童生徒等には、抽象的な言葉ではなく、分かりやすく具体的な言葉を使うこと。また、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等の ICT 機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化・視覚化を行うこと。
- 比喩表現等の理解が困難な障害のある児童生徒等に対し、比喩や暗喩、二重否定表現等を用いずに、分かりやすい言葉で説明すること。

## (3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 障害のある児童生徒等が列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該児童生徒等の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- 板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること。
- 入学試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。
- 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意すること。
- 肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際、上肢・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること。